

ヴァンラーレ八戸 ホームゲーム 屋台出店規約

1 趣旨

今季より JFL 昇格したヴァンラーレ八戸ホームゲームにご来場されるお客様に、安全で美味しい商品を提供でき、スタジアムと一緒に盛り上げていただける店舗を募集することとする。

2 屋台概要

(1) 出店場所 八戸市東運動公園 東陸上競技場
八戸市湊高台八丁目1-1

(2) 出店料

- ・出店料は1出店者あたり5,000円とする。
- ・出店料は出店日当日搬入時間内に主催者(株式会社ヴァンラーレ八戸)に支払うこととする。

(3) 出店日時

平成26年3月21日～平成26年 月 日のうち、
ヴァンラーレ八戸ホームゲーム開催日
会場への搬入搬出はホームゲーム開催当日とし、時間厳守する。
搬入搬出時間は試合開始時間により異なる。

(4) 設備

主催者は設備に関して一切準備しないため、来場者用の椅子・テーブル等が必要な場合、各出店者で用意するものとする。

(5) 使用の制限

出店者は、出店許可に関する権限について、他の者に転貸又は営業委託、若しくは名義貸し等をする事はできない。

(6) 販売物の管理

販売物の管理は出店者が責任をもって行うこととし、万一の事故については、主催者は一切責任を負わないこととする。

(7) 出店者の駐車場について

1店舗につき1台分の駐車許可証を発行する。

(8) 販売物に対するクレーム

販売物に対するクレームについては、出店者において対処すること。
主催者は一切責任を負わないこととする。

(9) 衛生管理について

屋台での飲食物等の販売を行う出店者は、衛生管理に十分注意を払うと共に、消毒液等での定期的な手の消毒を行うものとする。

3 審査及び選定の通知

(1) 選定方法

- ・出店申込書をもとに、株式会社ヴァンラーレ八戸で選定基準に基づき審査し選定する。
- ・審査内容については一切公開しないこととし、応募者には文書にて結果を通知する。

4 スケジュール(予定)

- ・平成26年2月28日 応募締切
- ・ 〃 3月 3日 出店者決定(通知文書発送)
- ・ 〃 3月 日 出店者説明会(出店者のみに通知致します。)

5 応募の要件等

応募者は、次の条件を満たしていることにする。

- (1) 青森県に営業の本拠を置く事業者であること。(個人・法人は問わない。)
 - (2) 業種は飲食店販売のみとする。
 - (3) 屋台出店募集の趣旨を理解し、出店に意欲のある者であること。
 - (4) 臨時飲食店営業許可並びにその他必要な免許等を持っていること。
 - (5) 過去3年間に食品衛生法に基づく行政処分等を受けていないこと。
 - (6) 火気を取り扱う出店者は、消化器等を用意すること。
 - (7) 発電気を使用する場合は、防音タイプにすること。
- なお、主催者が発電機を用意することはしない。
- (8) 暴力団又はその他暴力的集団の構成員でないこと。
 - (9) 出店者説明会に代表者等が必ず出席すること。

6 応募の手続き

(1) 応募書類の内容

屋台出店の申し込みにあたっては次により申込書を提出すること。

- ・屋台出店申込書

(添付書類)

- ・既存店舗等において取得した「臨時飲食店営業許可」の写し(青森県内の許可に限る)
- ・営業の本拠を確認できる書類

【法人の場合は登記簿等の写し。個人の場合は代表者の住所が確認できる書類(運転免許証等)の写し等】

(2) 提出部数 1部

(3) 募集期間

申し込み書等の受付期間は次のとおりとする。

- ・受付期間:平成26年2月28日(金)必着

(4) 応募方法

申し込み書類の提出方法は郵送すること。

7 申し込み先

株式会社ヴァンラーレ八戸

〒031-0111 八戸市南郷区大字市野沢字市野沢35

TEL 0178-82-2925